

第 41 回 基本計画部会 議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 8 月 20 日（火）10:00～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局経済統計課調査役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

4 議 事

- (1) 平成 24 年度統計法施行状況報告に基づく個別事項の審議
 - ア 基本計画の推進・評価等
 - イ 統計基準の設定
- (2) 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

5 議事概要

- (1) 平成 24 年度統計法施行状況報告に基づく個別事項の審議
 - ア 基本計画の推進・評価等

事務局から、資料 1-1 及び 1-2 に基づき、平成 24 年度統計法施行状況報告における基本計画の推進・評価等及び研究開発の推進と学会等との連携強化に係る概要、審議のポイント等について説明が行われた後、その取組状況の評価及び次期基本計画の策定に向けた考え方について審議が行われた。

審議の結果、取組状況の評価については、おおむね原案のとおり了承され、次期基本計画の策定に向けた考え方については、統計法第 55 条第 3 項の規定を活用した統計委員会の審議機能の充実・強化を図ることとされた。

なお、委員の主な意見は次のとおり。

<基幹統計のレビューについて>

- ・ 統計委員会として基幹統計のレビューは、個々の調査のレビューについては、数が多いため計画的に実施すべき。レビューの観点として、実査における業務の平準化、個々の調査だけでなく周期調査も含めて考えるべきであり、それが報告者の負担の軽減にもつながる。また、個々に議論するだけでなく、関連性の整理についても議論をすることも大切ではないか。

<答申後のフォローアップについて>

- ・ 国勢調査以外の基幹統計調査では、調査実施後に、調査拒否の属性はどうかなどの実施状況の事後調査が行われていない状況である。ユーロ・スタッドでは加盟国に事後調査を義務的づけているものもある。実施に係る負担が大きく、すべてに対して行っていないが、我が国においても実施に係る負担は大きいものの統計の質を評価・分析する上で検討する必要があるのではないか。
- ・ 事後における統計調査のプロセス等について各府省における自己点検・自己評価を行い、その結果が次の調査に反映されるべきものである。限られた予算や人員の中で府省による取組にバラツキが生じることも考えられるが、そこは、委員会で見ていくべきとはしないか。

<統計技術的課題等の検討について>

- ・ 統計利用者から要望等をくみ上げるための仕組みというものを考えておくべきではないか。
- ・ 学会との連携として、例えば、9月に開催される統計関連学会に公的統計に関するセッションが予定されているが、各府省の参加者は限定的である。各府省が学会に参加しやすくなるように、基本計画に記載することを検討してもよいのではないか。
- ・ 日本品質管理学会のように要請に応じた研究会を行い得る仕組みが構築されていけば連携も図りやすいが、すべての学会でそのような体制ができているわけではなく、学会側の受け皿の問題もあるのではないか。委員会が、学会に諮問するという方法は、アメリカでは行われており、要請に応じて研究会を行い得る学会があればうまくコンタクトしていくことが大切だと思う。また、多くの学会で問題になろうと思われるのが、委託研究のように案件をお願いする場合には、必要な費用の確保を考えてあげることも必要だと思われる。
- ・ 統計技術的課題だけで問題を矮小化していると思われる。新しい社会のニーズに即した幅広い研究開発の話をするべきではないか。社会のニーズに合致しているかどうかについてもチェックするようなものを考える必要があると思う。また、時代のながれとして、総務省統計局でやるかどうかについて議論はあるものの、社会のニーズに即した研究開発をもっと積極的に行っていくべきではないか。
- ・ 学会等との連携の一環として、統計の中立性を確保するため、統計データの作成や利用に当たっての倫理規定を各学会で作成するようことを統計委員会から要請することも必要ではないか。

- ・ 統計委員会として、学会等の代表者との情報交換・意見交換することも必要ではないか。

イ 統計基準の設定

事務局から、資料2-1及び2-2に基づき、統計基準の設定に関連した比較可能性の向上に考慮した統計分類の検討に係る審議のポイント等について説明が行われた後、次期基本計画の策定に向けた考え方について審議が行われた。

審議の結果、第1ワーキンググループ及び第2ワーキンググループで審議されている「日本標準商品分類」及び「従業上の地位」に加えて、標準的な表章区分の在り方について検討することとされた。

なお、委員等の主な意見は次のとおり。

- ・ 標本調査の場合、母集団の整備状況によるところが大きいですが、事業所母集団データベースでは、従業者数や売上高は把握されているのか。
→ 従業者数及び売上高ともに把握しているが、売上高については、5年に1度の経済センサスー活動調査の結果が中心である。
- ・ 表章区分の標準化は二次利用の観点から方向性としては望ましいが、各調査における伝統的な表章区分については、各府省における政策的なニーズを踏まえたものであり、使い分けが必要ではないか。
→ 調査結果の表章に当たっては、省内の各部局において政策的に必要なデータを整理した上で表章区分の設定を行っているところであり、一定程度の標準化の必要性は理解できるが、各府省における政策との関係も踏まえ、柔軟に考えるべきではないか。
- ・ 具体的な表章区分を検討するに当たっては、国際比較可能性等の観点から、標準的な表章区分として確保する部分と特定施策との関係から柔軟性を確保する部分に分けて考えるべきではないか。

(2) 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

事務局から、資料3に基づき、現行基本計画における公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針及び主な成果、審議のポイント等について説明が行われた後、次期基本計画における基本的な方針について審議が行われた。

審議の結果、おおむね原案のとおり了承された。

なお、委員等の主な意見は次のとおり。

- ・ 現行の基本計画では、経済活動のグローバル化や少子高齢化の進展など経済・社会情勢の変化に対応した統計の整備が基本的視点に掲げられているが、次期基本計画においても経済・社会の環境変化への的確な対応の中で、現在の社会のニーズと今後の統計ニーズも含め幅広く捉えていく必要があるのではないか。
- ・ 人的資源や調査環境が悪化している中でどのような措置を図るのか、5つの視点の中でどう具現化していくのかが重要ではないか。

- ・ 正確な統計の作成は当然のことであり、重点化する視点として敢えて取り上げる必要はないのではないか。

(3) その他

次回の基本計画部会は、8月26日(月)に開催し、社会保障・税番号制度についての情報共有及び意見交換、これまでの基本計画部会における審議結果の整理等を行う予定。

以上